

第10号議案

令和8年度に滋賀県立特別支援学校小学部および中学部において使用する教科用図書を選択するための基本方針について

令和8年度に滋賀県立特別支援学校小学部および中学部において使用する教科用図書を選択する基本方針について、次のとおり定める。

令和7年5月23日

滋賀県教育委員会

別紙のとおり

滋賀県立特別支援学校小学部および中学部
教科用図書の採択に関する基本方針

- 1 義務教育諸学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて適正に実施するものとする。
- 2 採択にあたっては、令和7年3月27日付け6文科初第2697号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」および令和7年3月27日付け6初教科第27号「令和8年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」に基づき、専門的な教科書研究の充実を図るとともに、適正かつ公正な採択および開かれた採択を確保するものとする。
- 3 校長は、教科書の選定に関し、調査員会および選定委員会を設置するものとする。調査員会は、「県立特別支援学校小学部・中学部 教科用図書調査研究における観点（令和6年度作成）」を十分活用し、専門的かつ十分な調査研究を行い、その結果を校長に報告するものとする。
- 4 校長は、調査員会からの報告を受け、選定委員会を主宰し、教科書の選定を行い、その結果を滋賀県教育委員会へ申請するものとする。
- 5 選定委員会は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の趣旨および各教科の「目標」や「内容」を十分に踏まえ、各学校の教育目標、教育課程に相応し、かつ児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書の選定について検討するものとする。
- 6 県教育委員会は、各校における教科書の選定にあたり、学校に対し十分な指導・助言を行い、校長からの申請を受け、教科書の採択を行うものとする。

滋賀県立特別支援学校小学部および中学部
令和８年度使用教科用図書の採択に関わる実施要項

滋賀県立特別支援学校小学部および中学部教科用図書の採択に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、適正かつ公正な採択を行うために必要な事項を定める。

- 1 県教育委員会は、あらかじめ基本方針および本実施要項を特別支援学校長（以下「校長」という。）に通知するものとする。
- 2 調査員会は、小学部および中学部について校長の指名する者をもって構成するものとし、各部教科用図書（以下「教科書」という。）について別表記載の観点に留意して調査研究し、その結果を校長に報告するものとする。
- 3 選定委員会は、校長、副校長、教頭のほか、保護者等（学校評議員を含む）から校長が委嘱した者、および教諭、主幹教諭から校長が任命した者で構成し、教科書の選定について検討するものとする。
- 4 校長は、調査員会の報告を受け、選定委員会を開催しその意見を踏まえ、各学校の教育課程に最も適切な教科書を適正かつ公正に選定し、選定理由を付けて県教育委員会に申請するものとする。
- 5 県教育委員会は、校長の行う選定について、指導、支援を行うものとし、必要に応じ、報告を求めることができるものとする。
- 6 県教育委員会は、校長からの教科書に係る申請を受け、基本方針に基づき採択を行うものとする。
- 7 教科書選定にあたっては、次の点に留意する。
 - （１）小学校用教科書目録（令和８年度使用）および中学校用教科書目録（令和８年度使用）に登載されている教科書を選定する場合は、特別支援学校の児童生徒に適合しがたい面もあることから、学習内容の精選、学習方法の改善、教材教具の開発や指導を工夫することによって、適合しがたい面を補う必要がある。

(2) 一般図書の採択に当たっては、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。特に文部科学省著作教科書は、それぞれ児童生徒の能力や特性に適合するように編成されているので重視すること。

さらに、これら以外の図書を採択する場合には、以下の事項について留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと。（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、令和7年度中に供給可能であるかどうか十分確認しておくこと）

① 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。

② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。

③ 上学年で使用する事となる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。

④ 教科用として使用する上で適切な体裁（使いやすさ、安全性等）の図書を採択すること。

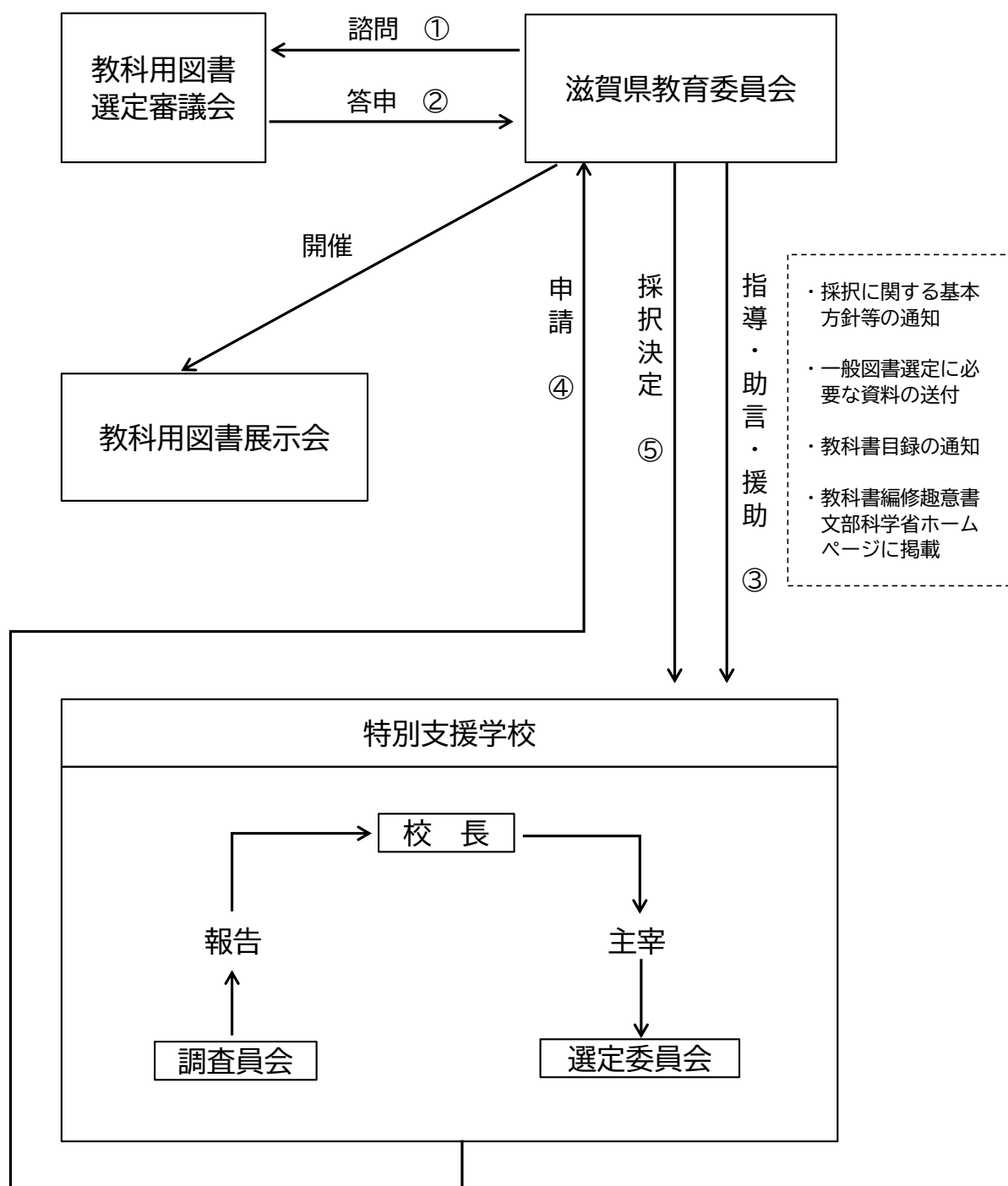
(3) 特別支援学校のうち知的障害を対象とする小学部においては「社会」、「理科」、「家庭」のための図書は無償給与の対象とならないこと。

(4) 一般図書の価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

(5) 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。なお「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合にあっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

(6) 校長は、選定した教科書については、採択後に特別な理由がない限り、取り消しおよび変更を行うことができないものであること。

滋賀県立特別支援学校小学部および中学部 教科用図書採択の仕組み



- | | | |
|-------|-----------------------------|------|
| ① | 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 | 第11条 |
| ② | 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 | 第8条 |
| ③ | 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 | 第10条 |
| ④⑤ | 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 | 第13条 |
| 採択の時期 | 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 | 第14条 |

県立特別支援学校小学部・中学部教科用図書選定にかかる資料
(令和6年度作成)

県立特別支援学校小学部・中学部

教科用図書調査研究における 観点

滋賀県教育委員会

教科書の調査研究における観点について（県立特別支援学校小・中学部）

本県においては、第4期滋賀県教育振興基本計画（2024年度～2028年度）を策定し、基本目標である、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を受け、学習指導要領の求める教育の理念に基づき、一人ひとりの基礎的・基本的な知識・技能や、文章や対話などから「読み解く力」、学びを深める探究的に学ぶ力を基盤として、滋賀に生きる子どもたちの確かな学力を育む教育の推進を図るところである。

特別支援教育においては、障害のある児童生徒一人ひとりが、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、自立と社会参加のために必要な知識、技能、態度や表現力、習慣を養うことを目的として、それぞれの障害の種別や程度に応じた指導を行う必要がある。また同時に、児童生徒一人ひとりの「学ぶ力」を向上させていくことが大切である。

このため、障害のある児童生徒が使用する教科書の調査研究にあたり、学習指導要領の各教科・分野の「目標」を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得とその活用特に留意し調査研究をするものとする。

また、児童生徒が二つ以上の障害を併せ有する場合に加えて留意すべき項目として、それぞれの障害種に応じた基礎的な視点を加味しながら調査研究する。

■「自立と社会参加のために必要な知識、技能、態度、習慣の育成」にかかる調査研究の観点

- A 日常生活や社会生活に必要な知識、技能や習慣が身に付くよう基礎的・基本的な事項が取り上げられているか
- B 社会生活や職業生活の基礎的な力を身に付けるための言語活動の充実に向けた内容となるよう工夫されているか
- C 児童生徒の自主的・自発的な学習に結び付くよう工夫されているか
- D 家庭や地域と結び付いた学習となるよう工夫されているか
- E 作業的・体験的な活動が十分にできるよう内容が工夫されているか

◇ 観点A：

日常生活や社会生活に必要な知識、技能や習慣が身に付くよう基礎的・基本的な事項が取り上げられているか

自立と社会参加をめざし、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導するとともに、あいさつや礼儀作法、また時間を守ることや決まりを守ることなどの日常生活や社会生活に密接に関係した指導は大変重要である。

こうしたことから、日常生活や社会生活に必要な知識、技能や習慣が身に付くよう、できるだけ基礎的・基本的な事項や事柄が取り上げられている必要がある。

◇ 観点B：

社会生活や職業生活の基礎的な力を身に付けるための言語活動の充実に向けた内容となるよう工夫されているか

知識・技能の習得や、これらを活用して課題を解決するために思考し、判断し、表現することはすべて言語を中心に行われることから、言語能力を高めることは、感性や情緒を育て、他者とのコミュニケーション能力や社会性や豊かな心を育むことにつながっていく。

こうしたことから、社会生活や職業生活の基礎的な力を身に付けるためにはその基盤となる言語活動の充実が必要であり、そのための取組や指導に十分な配慮がなされている必要がある。

◇ 観点C：

児童生徒の自主的・自発的な学びに結び付くよう工夫されているか

障害のある児童生徒、とりわけ知的障害のある児童生徒の場合、成功経験が少なく主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことがある。このため、日常生活と密接に関連した題材を使用することで児童生徒に興味・関心を持たせ、また学習の内容が日常生活や将来の自分にどのように生かされ、つながっていくかを理解させることで、児童生徒の自主的・自発的な学びへとつなげていくことが大切である。

こうしたことから、児童生徒にとって日常的でわかりやすく、また取り組みやすい題材により、意欲や関心、自ら学ぶ態度や姿勢を育てる内容となるよう工夫されている必要がある。

◇ 観点D：

家庭や地域と結び付いた学習となるよう工夫されているか

知的障害のある児童生徒は、その障害の特性から学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、家庭や地域など実際の生活の場で応用されにくいことが多い。このため、学校と家庭や地域との連携による授業づくりや主体的な学びの充実により、児童生徒の持つ力が家庭や地域の中で発揮できるよう指導を工夫することが大切である。

こうしたことから、できるかぎり家庭での学習や地域とのつながりを取り上げるなどして、家庭や地域と結び付いた学習となるよう工夫されている必要がある。

◇ 観点E：

作業的・体験的な活動が十分にできるよう内容が工夫されているか

自立と社会参加に向けては、作業や体験の積み重ねにより児童生徒に自信をつけさせていくことが重要である。このため、体育的な活動や文化芸術活動を含めたすべての教科において、児童生徒が自ら課題を設定して、解決にむけて見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を行うことで、児童生徒が知的好奇心や探究心を育て、主体的に学習に取り組む態度を養えるよう取り組むことが大切である。

こうしたことから、作業的・体験的な活動が十分にできる内容が工夫されている必要がある。

■ 児童生徒が二つ以上の障害を併せ有する場合に留意すべき事項について

以下に示す点を加味して調査研究を行う。

◇ 「視覚障害」

視力や視機能障害の状態、また拡大鏡等の使用による認識の程度にあっているか。

- ・ 行間が広く、文字が大きいかな。
- ・ 色彩が鮮明であるかな。
- ・ 絵が大きく、簡略であるかな。

◇ 「聴覚障害」

視覚によって得られた内容が、言語発達を促すことにつながる内容であるか。

◇ 「肢体不自由および病・虚弱」

- ・ 肢体不自由の児童生徒にとって取り扱いやすく、かつ安全で破損しにくい体裁（紙質、判型、装丁）であるか。
- ・ 肢体不自由児に多く見られる、不随意運動や眼球振とう、また視野狭窄等の視知覚障害のある児童生徒に対して、「視覚障害」と同様に配慮されているか。

滋賀県立特別支援学校小学部および中学部

教科用図書調査研究の観点

「教科書の調査研究における観点」のA～Eの各項目を踏まえたうえで、以下の具体的観点により教科用図書の内容について調査研究すること。

各教科に共通する具体的観点	○ 学習指導要領に示された各段階の目標や内容に沿っているか。 ○ 児童生徒の障害の状況や発達段階に即しているか。 ○ 学習が効果的に進められるよう配慮されているか。
内容の選択、構成および扱い	(1) 基礎的・基本的な事項・事柄が取り上げられていること。 (2) 日常生活や社会生活に必要な知識・技能・習慣が身に付くよう、また、言語活動が展開されるよう具体的な例が示され、生活の中で活用できる内容が含まれているなど工夫されていること。 (3) 児童生徒が自ら注意を向け興味や関心をもったり、具体的な事物について知り物の特性を理解したり、場面や順序などの様子に気付いたりするなど、自主的・自発的な学習ができるよう内容が工夫されていること。 (4) 具体的な生活に関する事柄や、身近な社会や自然等に関する事柄が含まれているなど、児童生徒が、自らの生活体験を生かし、家庭や地域など実際の社会生活の場で活用しやすいよう内容が工夫されていること。 (5) 基礎的・基本的な知識および技能と結びつけながら作業的・体験的な活動ができるよう具体的な例が示されるなど内容が工夫されていること。
表現表記等	(1) 児童生徒にとって理解しやすい文章や挿し絵等であること。